

岐阜県公報

第 五 百 九 十 六 号
令 和 七 年 六 月 六 日
(金 曜 日)

目 次

議 会 規 則

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則

(議 会 総 務 課) 二 五 三

公 示

落札者等に関する公示

(特 別 支 援 教 育 課) 二 五 五

土地改良区役員の退任

(可 茂 農 林 事 務 所) 二 五 五

落札者等に関する公示

(飛 騨 特 別 支 援 学 校) 二 五 五

正 誤

岐阜県指定重要文化財及び岐阜県指定史跡名勝天然記念物を指定中訂正

(文 化 伝 承 課) 二 五 六

土地改良区役員の退任及び就任中訂正

(飛 騨 農 林 事 務 所) 二 五 六

議 会 規 則

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令 和 七 年 六 月 六 日

岐 阜 県 議 会 議 長 小 原 尚

岐阜県議会規則第一号

岐阜県議会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県議会傍聴規則（昭和五十九年岐阜県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十二条第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「議事」を「会議」に、「おそれが明らかに」を「ことが明らかで」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項及び第三項中「第五号までに規定する物品」を「第三号までに規定する物」に改める。

第十三条中「静粛を旨とし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十三条中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「機器の電源を切る」を「機器は、音を発しないようにする」に改め、同条第九号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同条第十号を同条第五号とし、

「 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- 2 会話し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- 3 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とう、えり巻その他これらに類する物を着用しないこと。

第五号 飲食又は喫煙をしないこと。

- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れないこと。
- 7 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 8 携帯電話その他の音を発する機器の電源を切ること。
- 9 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 10 この傍聴券は、退場の際係員に返還すること。

- 「 1 静粛にすること。
- 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 5 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 6 この傍聴券は、退場の際係員に返還すること。

「 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- 2 会話し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- 3 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とう、えり巻その他これらに類する物を着用しないこと。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れないこと。
- 7 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 8 携帯電話その他の音を発する機器の電源を切ること。

第五号 飲食又は喫煙をしないこと。

を

9 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。」

「 1 静粛にすること。
2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 5 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第五号 飲食又は喫煙をしないこと。

- 「 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 2 会話し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- 3 持ち物を掲げる等による示威的行為をしないこと。
- 4 帽子、外とう、えり巻その他これらに類する物を着用しないこと。
- 5 飲食又は喫煙をしないこと。
- 6 みだりに席を離れないこと。
- 7 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
- 8 携帯電話その他の音を発する機器の電源を切ること。
- 9 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 10 この傍聴券は、本会期終了後返還しなければならない。」

を

「 1 静粛にすること。

- 2 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- 3 飲食又は喫煙をしないこと。
- 4 携帯電話その他の音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- 5 その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。
- 6 この傍聴券は、本会期終了後返還しなければならない。」

第五号

を

「 1 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。」

公 示

岐阜県立図書館の公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月六日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 1 購入物品の名称及び数量 特別支援学校スクールバス（大型） 3台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年3月13日
- 4 落札者を決定した日 令和7年4月23日
- 5 落札者の住所及び氏名 三菱ふそうトラック・バス株式会社 東海ふそう
岐阜支店長 水島 晃夫
- 6 落札金額 73,032,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局特別支援教育課
(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

岐阜県立図書館の公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月六日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 1 購入物品の名称及び数量 特別支援学校スクールバス（中型） 4台
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和7年3月13日

4 落札者を決定した日 令和7年4月23日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市六条大濠一丁目7番1号

いすゞ自動車中部株式会社 岐阜支社

支社長 伊藤 誓久

6 落札金額 94,620,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局特別支援教育課

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

土地改良区役員の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任をした旨の届出があったので、同条第十九項の規定により公示する。

令和七年六月六日

岐阜県知事 江崎 禎 英

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名	氏名	住 所
木曾川右岸用水土地改良区	令和七年六月六日	理事	加納 福明	加茂郡七宗町神淵 三六一二番地二

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和七年六月六日

岐阜県知事 江崎 禎 英

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立飛騨特別支援学校スクールバス運行管理業務

一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 7 年 2 月 14 日
- 4 落札者を決定した日 令和 7 年 3 月 26 日
- 5 落札者の住所及び氏名 高山市丹生川町日影⁴⁸番地
株式会社丹生川観光
代表取締役 中西 政太
- 6 落札金額 33,518,179円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県立飛騨特別支援学校 事務室
(2) 所在地 高山市山田町831番地44

正 誤
(原稿誤り)

昭和三十一年十二月二十八日第三千九十五号 岐阜県指定重要文化財及び岐阜県指定史跡名勝天然記念物を指定(岐阜県教育委員会告示第二十号)九三七頁下段の表中「高山市西之一色町城山二五一九番地」は、「高山市松倉町二〇五九番」の誤り。

正 誤
(原稿誤り)

令和七年五月十六日第五百九十号 土地改良区役員の退任及び就任二二四頁下段後から一行目中「二九五二番地四」は、「二九五二番地四七」の誤り。

令和七年六月六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐阜文芸社